

平成 29 年 6 月 12 日

特定相談支援事業所 各位  
障害児相談支援事業所 各位

江戸川区福祉部障害者福祉課

### 福祉用具等の受給による計画変更について（参考）

福祉用具等の受給により、本人及び同居するご家族等の生活状況が変化することがあります。そのような時には、居宅サービスの見直しが必要となります。

下記に例を示しますので、利用者との相談やアドバイスの参考にしてください。

なお、障害福祉サービスの見直しを行う場合には、相談支援事業者の皆様から計画案をご提出いただくこととなりますので、ご協力をお願いいたします。

#### リフト と 身体介護

移動用リフト、浴室リフト共に、福祉用具を利用するのは本人・家族の負担軽減を目的としているため、導入部分はヘルパーではなく、ご本人・ご家族対応が基本となります。

ご家族が不在の時間帯での移乗や、福祉用具導入後に年数が経過し利用が難しくなっている場合は勘案します。

例) 浴室リフトの導入          ヘルパーによる入浴介助の終了

#### 電動車いす と 移動支援

平成 29 年 4 月に移動支援の要綱が改訂され、移動支援（身体介護あり）の対象要件が変更となりました。

「福祉用具を利用しても外出が困難な、下肢 1～2 級若しくは体幹機能障害 1～2 級の方」が対象となります。

例) 電動車いすの支給          移動支援の終了

センター判定で外出時要付き添いの方、知的障害、精神障害の要件に該当する方は勘案します。

#### 電磁調理器 と 家事援助

電磁調理器は本人が利用する為に支給するもののため、家事援助の調理について検討する必要が生じます。実際にはどの程度の調理が可能かで判断することになります。

例) 電磁調理器の支給          家事援助の調理に関する時間調整。

#### 巡回入浴 と 身体介護

巡回入浴の利用を開始する場合、ヘルパーでの入浴介助は終了となります。

例) 巡回入浴の開始          ヘルパーによる入浴介助の終了。